

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 令和4年6月30日(木)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所会議室

3 出席者

(委員)

太田貴雄、浅沼都、川内十郎、河本大輔、藤田浩之、堀場竜介、横濱竜也(以上学識経験者)、近藤浩志(弁護士)、穀山未来(検察官)、家令和典、森脇江津子(以上裁判官)

(説明担当者)

椎野肇(首席家庭裁判所調査官)、小林浩一(首席書記官)、川合智久(次席家庭裁判所調査官)、森本充(主任家庭裁判所調査官)

(庶務)

森秀樹(総務課長)

4 議事内容等

(1) 新任委員3名から自己紹介があった。

(2) 各委員からの意見も聴取した上で、家庭裁判所委員会規則に基づき、家令和典委員が委員長代理に指名された。

(3) 今回のテーマである「少年保護事件の補導委託制度と補導委託先の確保について」について、川合次席家庭裁判所調査官及び森本主任家庭裁判所調査官から、少年審判手続、補導委託制度及び身柄付き補導委託の実情について説明を行い、補導委託先の確保に向けた方策について委員それぞれの立場から意見等を頂きたいと説明があった上で、各委員から次のような意見等が述べられた(○は家裁委員の発言、●は説明担当者の説明である。)

○ 現状では、補導委託先はどのように決めているのか。個人で補導委託を引き受けたい人

が手を挙げることはできるのか。

- 補導委託先となる資格や条件は基本的にはないものの、少年の改善、更生に向けた思いや家庭裁判所の手続についての理解、また、少年を預かってもらうのにふさわしい環境が整っているかなどを確認することになる。
- 年齢制限はあるのか。また、供給源になっているような団体はあるのか。
- 更生保護法に基づく更生保護施設、児童福祉法に基づく自立援助ホームなどがある。年齢制限は特にないが、補導委託先になる方（受託者）の社会経験等も加味をすることになるので、若年の方というのは難しいのではないかと思う。
- 個人で会社を経営している受託者の説明があったが、一般家庭の方が受託者になることはあるのか。
- 個人の補導委託先の場合、少年に対して勤労習慣等を身につけさせるために職業補導をお願いすることが多いので、大抵は何らかの会社や店を経営している方が多い。
- 児童福祉法に基づく自立援助ホームの説明があったが、その後の職場についてはどうしているのか。
- 児童福祉関係施設の補導委託先に関しては、施設の方々が、近隣の協力してくれる雇用主の方に声をかけて、そこに通いで就労するというケースが多い。また、ハローワークと一緒に出向いてくれて、そこで就労先を探すということもある。
- 試験観察は、最終処分を決定するまでの一定期間、あくまで試験的に少年の様子を見るということが主目的なのだと思うが、補導委託によって少年の立ち直りに向けた働きかけや指導を行うのであれば、処遇として他の機関や施設に委ねることでよいと感じるが、そのあたりはどのように考えているのか。
- 補導委託の対象となる少年には、不遇な家庭環境等で育っている子が多く、また、周囲に信頼に足る模範となるような大人がいないなど、普通の家庭生活を知らない子も多い。補導委託は、そういう少年に対し、補導委託先での生活の様子を試験的に観察するとともに、その過程において、ちゃんとした大人はこういう人たちで、普通の家庭生活というのはこういうもので、みんなこういう中で社会常識等を身につけていくのだということを知ってもらい、その後の立ち直りや更生につなげていくことも目的としている。補導委託で

は、初めてそういう環境に身を置いた少年が、そこでの体験をどのように感じているのか、また、それを更生に生かして行けそうかどうか、そういうことを観察するため、補導委託先は、人との関わりや家庭的な生活感を感じることでできる環境が望ましいと考えている。

○ 補導委託に対しては、説明のような普通の家を経験させることなどから、試験的に様子を見るというよりも更に踏み込んだ措置のような印象があり、裁判所として、できることなら少年をあまり重い処分にはしたくないので、試験観察の間に立ち直りのきっかけをつかんでほしいというようなニュアンスを強く感じる。更生に向けたきっかけを作る機会のように感じる。

● 試験観察というのは、少年にとって自分の処分がまだ決まっていない時期であり、その試験観察の成績や様子によって処分が厳しい方に振れる可能性もあれば、逆の場合もあるため、少年に対しての働き掛けが浸透しやすい。そこをうまく活用して、少年が変わっていきけるのかどうか、社会内での更生に期待ができるかどうかを見極めることが、試験観察の目的ともいえる。

● 裁判所としても、何とか無事に試験観察期間を終えて、社会内での処遇に引き継げることが望ましいと思っている。一方、在宅での試験観察となると、少年は元の生活環境に身を置くことが多いので、そこでは少年に相応の変化を期待できない場合が多い。もともとの家庭環境に戻しても試験観察の効果が期待できない場合は、補導委託によって、環境を変え、モデルとなる大人を見せ、更に職業補導も行い、そういう中で更生に向けた何らかのきっかけをつかませたいと考えている。試験観察には時間的な制約があるが、その中で可能な限り機会を与えて少年の可能性を引き出し、社会に送り出したいと考えている。

○ 補導委託先を確保するための方策だが、民間企業が目線から言うと、引き受けた場合に生ずるリスクや過去に起こった事故の例について知った上であれば、その点を踏まえて、引き受けてくれる方を募集することは可能だと思う。

● 補導委託先での事故の例として、多いのは、補導委託先から無断退去して地元に戻ってしまう事例である。ときには、その際に、補導委託先からお金を盗んだり、バイクや車を無免許運転して帰るといった事例もある。また、受託者から注意を受けたことに腹を立て

て、反抗したり、中には暴力を振るうということもある。このような問題が起こった場合には、元々の少年の問題が顕在化したと考え、改善に向けた手だてや、当該少年の補導委託をどうするのかといったことを、裁判所において、受託者の意見も踏まえながら検討していくことになる。

- 補導委託を受ける場合、リスクは必ずあるので、補導委託を受けてもらう際には、事前に想定されるリスクやその対策などを説明しており、その上で引き受けてもらえるかというを確認していくことになる。
- リスクの関係で、例えば、売上金を持って逃げた場合、その補てんは誰がするのか。
- 補てんのための制度はなく、補導委託先で盗み等の犯罪を起こす危険性の高い少年の場合は、そもそも補導委託の活用に慎重になる。もし、お金を盗むなど少年が補導委託先に損害を与えたような場合には、少年自身が弁償することになるが、少年に資力がなければ、受託者が少年の保護者等に賠償を請求することになる。保護者等にも資力がない場合は、受託者に被害届を出してもらい、通常に対応をしていくのが一般的かと思う。
- 裁判所としては、例えば、暴力や盗みの傾向がある少年、あるいは性非行のある少年の場合など、少年と受託者とのマッチングについて慎重に検討している。受託者によっては、少しくらい荒っぽい少年の方が指導のきっかけをつかみやすいという方もいるし、逆に粗暴傾向のある少年は困るという方もいる。盗癖のある少年は預かることができないという方や、同居家族に若い女性がいるので性的な問題を抱えた少年の受託は困難といった方もいる。そのため、少年の特性や抱える問題と受託者側の条件や補導委託先の特徴との適合性を十分に踏まえた上で、補導委託先の選定を行っている。また、補導委託先で何か事故等が起きた場合には、裁判所としても、夜間・休日に限らず連絡を取り合える態勢をとっている。補導委託中も、決して受託者任せにせず、問題が起きたときはもちろんのこと、そうでなくても調査官が定期的に補導委託先を訪ねて少年との面接を継続し、受託者とも常に連絡調整を図っており、受託者と裁判所との間で少年の状況を共有し、連携、協力しながら、少年の特性や問題性に応じて対応している。
- 補導委託を受けるメリットはあるのか。
- 補導委託先において受託者らと家族同然の関わりも持つ中で、少年は、たとえ時々つま

ずくことがあっても、受託者が親のように厳しくも温かく、自分のことを見放さずに支えてくれるという経験を通じて、少しずつ安心感や安定感を得ることができるようになり、それが大人への信頼や自立への第一歩につながるのではないかと思う。また、中には、補導委託終了後も、受託者の善意により、たとえば、少年が貯金を貯めて自分でアパート暮らしができるようになるまで、引き続き少年を受託者のもとから職場に通わせてくれるというようなこともある。一方、少年の中には、補導委託に限らず、試験観察によるチャンスを生かせずに結果的に少年院送致となる者もいる。ただ、少年自身も、試験観察の機会を生かせなかった自分自身の力の限界を知ること、「チャンスを与えられても駄目だった。自分はこのままではいけない、少年院に行くのも仕方ない。」という思いに至れば、少年院で指導を受けることに対する動機づけも異なってくる。

- 試験観察という言葉は知っていたが、補導委託の具体的な内容は知らなかった。一般の方が知らないのは無理もないと思う。補導委託先は、やみくもに手を挙げて数を増やすのではなく、熱意や愛情がある方にやっていただきたいということが中核になると思う。過去に補導委託をしていた方からの推薦などは検討しなかったのか。そういう方から紹介を受けて広げていけばよいのではないかと思う。例えば、熱意や愛情という点で考えると保護司の方が適任だと思うので、保護司の方を入り口にして探すということは考えられないか。
- 受託者が高齢になって辞められるときに代替わりのようなことはあるが、辞められる受託者から新たな補導委託先を推薦してもらおうというようなことはなかったと思う。保護観察所との調整等ができれば、熱意や愛情を持っている保護司の方々のつてを頼りに補導委託先を開拓するという方法はあると思う。処遇機関である保護観察所は、協力雇用主という形で多くの社会資源を持っていると思われるが、協力を依頼する場合、中立の立場である裁判所がどのように協力を求めていくかといったことを検討する必要がある。
- 補導委託を引き受けるのはかなりハードルが高いなというのが率直な意見である。熱意だけでやって行くには少々厳しいと感じた。また、昨今、少年に対する報道の関係もあり、社会の目がとても厳しくなっているとも感じている。福祉の分野においても、従来ボランティアで賄ってきたものが大分立ち行かなくなってきたというのが現状で、例え

ば、福祉事務所の場合、民生委員などもなり手不足や高齢化という同様の問題がある。ボランティアをやらないことの理由に、情報等がないからというようなことを聞いたことがあるので、補導委託先を広げていくには、積極的に広報活動をしていくことが必要だと思う。例えば、市では里親を増やそうという取組を行っているが、そのリクルートは地域の小さな集まりに出向いて行って働きかけるといったことを地道に行っている。

- 補導委託制度について、一般的な知名度、認知度がそれほど高くないという印象があるので、何らかの機会に一般の方に周知する手法をとっていく必要があるのではないかと思う。また、他庁との間での意見交換や、他庁の確保の実情などを情報共有するというのも一つの手段だと思う。
- 今、話があったように、一般の方が制度を知らないというところが一番の課題だと思う。制度を知れば理解してくれる人もいると思う。あまり積極的な広報をしていないように感じるが、何らかの制約や制限があるのか。
- 特に制約や制限があるわけではない。裁判所としても、地域の情報やネットワークを十分に把握しきれていないというのが実情であり、補導委託制度を広報していくに当たって、地域のどのような団体等に話を持っていったらいいのか、どのようなネットワークにアクセスしたらよいか、そのノウハウをつかみかねているというのが正直なところである。冒頭で当庁における実情を説明した際、ロータリークラブの会合に出席して補導委託制度について紹介・説明した旨の話をしたが、これも当庁の調停委員に先方の担当者を紹介していただいで実施できたものである。
- 今の説明を聞くと、商工会議所や青年会議所も広報の対象として候補になると思う。地域に根差して商売をしている自営業の方も多く、また、社会のことに対して熱心に関心を寄せている方もいると思うので、そういうところに声をかけると手を挙げてくれる方がいるのではないかと思う。
- 受託者の例として、キリスト教会や天理教分教会などがあるということだが、お坊さんの中にも社会や人の役に立ちたいと思っている方はたくさんいると思うので、お寺や住職の方を補導委託先の候補として考えてはどうかと思う。
- 先程、少年と補導委託先とのマッチングについて説明があったが、有益だと思った。少

年は、一人一人環境や対応によって変わるので、それぞれの対象者に合った補導委託先を考えるのは、本当にいいやり方だと思う。ただし、それを行うには、候補となる補導委託先が一定数確保できていないと困難である。補導委託先の開拓に向けた取組を進めていければ、制度自体もいいものになるのではないかと思う。

5 次回テーマ及び期日

今回は、家事事件手続における子の福祉への配慮について取り上げることになり、期日は、令和4年12月5日（月）午後3時から午後5時までとした。

6 報告

小林首席書記官から、前回の家裁委員会（テーマ「成年後見制度を利用促進させるための方策について」）における意見交換を踏まえて、その後の裁判所における取組状況について報告がなされた。